（厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三十四条　厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
八十六　指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)(二)及びホ(8)ロの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 八十七　指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める者 第二十三号の二に規定する利用者 八十八～九十　（略） 九十一　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者 第二十三号の二に規定する者	八十六　指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)(二)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 第二十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療 八十七　指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める者 第三十号に規定する利用者 八十八～九十　（略） 九十一　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者 第三十号に規定する者
一　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ・ロ　（略） 二　削除 三　訪問介護費における特定事業所加算の基準 イ　特定事業所加算(I)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　（略） (2)　次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 (一)　（略） (二)　指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者（指定居宅サービス等基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この号において同じ。）が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (3)～(7)　（略） ロ～ニ　（略）	一　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 イ・ロ　（略） 二　訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 平成二十七年三月三十一日時点で、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（以下「初任者研修修了者」という。）をサービス提供責任者（指定居宅サービス等基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置しており、かつ、平成二十七年四月一日以降も当該初任者研修修了者をサービス提供責任者として配置する指定訪問介護事業所であって、平成三十年三月三十一日までに、当該指定訪問介護事業所以外の指定訪問介護事業所であって当該指定訪問介護事業所に対して指定訪問介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定訪問介護事業所となること又はなることが確実に見込まれるものであること。 三　訪問介護費における特定事業所加算の基準 イ　特定事業所加算(I)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　（略） (2)　次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 (一)　（略） (二)　指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (3)～(7)　（略） ロ～ニ　（略）